

## 別紙1－2

(8)

### 世界選手権大会における企業等の協賛形態

#### 1 資金協賛

企業等が、組織委員会に対して、世界選手権大会に係る広報・P R、会場運営、会場整備、物品購入等、大会運営全般に係る資金を提供するものである。

なお、資金協賛により資金を提供した企業等は、その提供した金額に応じて次に掲げる広告宣伝を行うことができる(注)。

- (1) 世界選手権大会公式 Web サイトの協賛企業一覧ページに、企業等の名称の掲載
- (2) 世界選手権大会プログラムに、企業等の名称の掲載
- (3) 世界選手権大会記念イベント会場内掲示板に、企業等の名称の掲載
- (4) 世界選手権大会会場内大看板に、企業等の名称の掲載
- (5) 世界選手権大会で使用するシャトルバス内に、企業等の名称の掲載
- (6) 世界選手権大会の競技コースサイドに、企業等のロゴを掲載したバナーの設置
- (7) 世界選手権大会会場内大型ディスプレイで、企業等のCMを放映

(注) まず、提供した金額が3万円の場合に、上記(1)及び(2)の広告宣伝を行うことができ、提供金額が高額になるにつれ、その提供金額に応じ、上記(3)から(7)までの広告を順次追加的に行うことができる。

#### 2 現物協賛

(1) 企業等が、組織委員会に対して、世界選手権大会の用に供する会場設備、競技用機材、運営備品、消耗品、飲食物等(以下「施設等」という。)を無償で提供するものである。

なお、現物協賛により施設等を無償で提供した企業等には、当該施設等に企業等のロゴを入れることが可能となるほか、その提供した施設等の基準金額(注)に応じて上記1と同様の広告宣伝を行うことができる。

(注) 提供した施設等の基準金額とは、企業等が提出した協賛申込書に記載されているその施設等の提供に係る金額を参考に決定する。

(2) 企業等が、組織委員会に対して、世界選手権大会の用に供する施設等を無償で貸与するものである。

なお、協賛した企業等には、当該施設等のうち無償で貸与した会場設備に企業等のロゴを入れることが可能となるほか、当該施設等の基準金額(注)に応じて上記1と同様の広告宣伝を行うことができる。

(注) 提供した施設等の基準金額とは、企業等が提出した協賛申込書に記載されているその施設等の

貸与に係る金額を参考に決定する。

### 3 役務協賛

企業等が、組織委員会に対して、世界選手権大会の運営に係る機器の運搬・設置、大会関係者の輸送、宿泊施設の提供、運営協力等（以下「サービス」という。）を無償提供するものである。

なお、役務協賛によりサービスを無償提供した企業等には、そのサービスの基準金額（注）に応じて上記1と同様の広告宣伝を行うことができる。

（注） 提供したサービスの基準金額とは、企業等が提出した協賛申込書に記載されているそのサービスに係る金額を参考に決定する。